



日薬業発第403号  
平成22年2月10日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会  
会長 児玉 孝

### 実務実習費に関する消費税の取扱いについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

日頃は実務実習受入体制整備にご協力いただき、心より感謝いたします。

さて、本年5月17日から開始される6年制実務実習に関しましては、実習を受入れる施設に対し、大学より実務実習費が支払われることとなりますが、薬局、病院における実務実習は、薬学教育の一環として行われるものであり、実務実習費に関しては、社会政策的及び教育的配慮から非課税取引としての扱いを関係省庁等に対し要望して参りました。

しかしながら、現時点では、実務実習費について非課税取引として取扱うことは難しい状況にあり、実務実習費は課税対象となる見込みです。

つきましては、会務ご多忙のおり誠に恐縮ですが、貴職におかれましては、下記につきましてご理解賜わりますとともに、貴会関係者にもご周知下さいますようお願い申し上げます。

### 記

- ①各受入薬局においては、実務実習費に関して課税売上に係る消費税額として計算のうえ、適切に申告等の処理をお願いします。
- ②大学と受入薬局間で実習受入に関する契約書を締結する際には、実務実習費に加え消費税額についてもご記載をお願いします。

なお、一般社団法人薬学教育協議会において標準として示されている実務実習費は、実務実習モデル・コアカリキュラムにおける各SBOs（到達目標）の実施に係る経費を、積み上げて算出した金額であり、消費税は含まれていないものと考えておりますので、念のため申し添えます。

以上